

共 済 会 内 規

1. 本会への加入資格者は社会人のみとする。
2. 次の場合は、傷害見舞金規程から除くものとする。
 - (1) 練習試合
 - (2) 県連が直接関与しない全国大会出場するとき
 - (3) 試合会場への往復にて生じた事故
3. 加入資格は、支部より加入申込書及び会費を送付した消印日をもって有効とする。
4. 試合中、ベンチ内にいた加入者に事故発生の場合は適用される。
5. 毎年1月1日より3月31日までに生じた事故については、前年度加入者のみ適用する。
6. 事務手数料として支部に下記により支給する。(年間支払い)
 - (1) 登録事務費

A	30,000 円	登 録 者 数	1,500 名以上
B	20,000 円	〃	1,499～551 名
C	10,000 円	〃	550 名以下
 - (2) 報告発送事務費 1件につき 200 円
7. 査定機関は 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日までとする。
8. 加入手続きは県連登録と同様 3 月 31 日までとする。追加加入はいつでもよい。
9. 附 則
 - (1) 本内規に定めない事項は、運営委員会において決定する。
 - (2) 本内規は下記の事項を守ること。
 - (3) 昭和 63 年 1 月 1 日 一部改正。
 - (4) 平成 年 2 月 日 〃 。
10. 手続事務は下記事項を守ること。
 - (1) 各報告書(事故・治癒)は年月日等全ての項目を記入のこと。
 - (2) 事故報告書記入について
 - イ. 目撃者は、そのゲームを担当した連盟役員または審判員とすること。
 - ロ. 事故状況はなるべく詳細に記入のこと。
 - ハ. 当該者が加入者であるか確認のこと。
 - (3) 各報告書とも記入洩れなど不備な点があると受理しないので、提出前に必ず確認すること。
 - (4) 各報告書の提出期限について
 - イ. 事故報告書 発生日より 2 週間以内
 - ロ. 治癒報告書 治癒後 1 ヶ月以内※ 期日を超えた場合は受理しないものとする。
 - ハ. 事故発生から 3 ヶ月を経過しても治癒しないときは、経過報告書を必ず提出

すること。報告のない場合は、自動的に整理処分するものとする。

- (5) 通院回数4回までは見舞金は支給しない。但し、整理上、治癒報告書（証明書は不要）は提出のこと。